

愛媛大学イノベーションマネージャー及び客員起業家の全学クラウドメールサービス  
利用内規

令和 7 年 9 月 12 日  
研究・産学連携推進会議 決定

(趣旨)

第1 この内規は、愛媛大学全学クラウドメールサービス利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、同条第1項各号に該当しない者である愛媛大学イノベーションマネージャー及び客員起業家に関する規程（以下「イノベーションマネージャー等規程」という。）により委嘱された愛媛大学イノベーションマネージャー及び客員起業家（以下、「イノベーションマネージャー等」という。）の全学クラウドメールサービスの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2 イノベーションマネージャー等は、別紙様式1のイノベーションマネージャー等の全学クラウドメールサービス利用申請書による申請と承認を経て、全学クラウドメールサービスを利用することができるものとする。

2 イノベーションマネージャー等は、「ehime-u.ac.jp」のドメイン名を利用する。

3 イノベーションマネージャー等が全学クラウドメールサービスを利用できる期間は、原則としてイノベーションマネージャー等規程第6条第3項の規定に基づき、定められたイノベーションマネージャー等の委嘱期間とする。

(メールアカウントの管理)

第3 イノベーションマネージャー等のメールアカウントの管理は、研究・産学連携支援部研究・産学連携課が行うものとする。

(利用)

第4 イノベーションマネージャー等の全学クラウドメールサービスの利用に当たっては、利用規程第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、「利用者」とあるのは「イノベーションマネージャー等」と読み替えるものとする。

(料金)

第5 全学クラウドメールサービスの利用に当たって利用料金が発生する場合は、研究・産学連携推進機構が負担するものとする。

(雑則)

第6 この内規に定めるもののほか、イノベーションマネージャー等の全学クラウドメールサービスの利用に関し必要な事項は、研究・産学連携推進機構長が別に定める。

附 則

この内規は、令和7年9月12日から施行する。

別紙様式 1

愛媛大学イノベーションマネージャー等の  
全学クラウドメールサービス利用申請書

年 月 日	
研究・産学連携推進機構長 殿	
氏名	
愛媛大学全学クラウドメールサービスを利用したいので、下記のとおり申請します。	
記	
(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> イノベーションマネージャー <input type="checkbox"/> 客員起業家
学内内線番号 (ある場合のみ)	
委嘱予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (継続の場合は、委嘱期間更新後 年 月 日まで)
推薦教員 所属・職・氏名	
申請区分 (該当項目に☑ を入れること)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 (更新)
<p>申請どおり承認します。</p> <p>なお、当該イノベーションマネージャー等の全学クラウドメールアカウント情報は、別途、総合情報メディアセンターから本人宛てに通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">研究・産学連携推進機構長</p>	